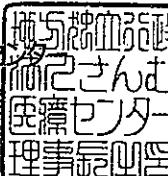


議題1

さ医セ第212号  
平成29年6月28日

山武市長 椎名 千収 様

地方独立行政法人さんむ医療センター  
理事長 坂本 昭雄  


地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則  
第13条に基づく積立金の処分に係る承認申請書

1. 地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則第13条第1項第1号の承認を受けようとする金額

金1,632,323,137円

2. 地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則第13条第1項第1号の金額を財源に充てようとする業務の内容

病院施設の建替・整備・修繕又は医療機器の購入等

地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則（抜粋）

（積立金の処分に係る承認の手続）

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

（1）承認を受けようとする金額

（2）前号の金額を充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

保健健第119号  
平成29年6月30日

地方独立行政法人さんむ医療センター  
評価委員会 委員長 村上信乃 様

山武市長 椎名 千収  


地方独立行政法人さんむ医療センターの次期中期目標期間（平成29年度から平成31年度）における業務の財源に充当する積立金の承認に対する意見について（依頼）

地方独立行政法人さんむ医療センターの次期中期目標期間（平成29年度から平成31年度）における業務の財源に充当する積立金の承認にあたり、地方独立行政法人法第40条第5項の規定に基づき、地方独立行政法人さんむ医療センター評価委員会の意見を求めます。

